明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

（特殊な方法による溶接）

第二条　この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることにつき特別の理由がある場合にあっては、原子力規制委員会の認可を受けて、この規則の規定によらないで加工施設、再処理施設、特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設の溶接をすることができる。

2　［略］

第四章　特定第一種廃棄物埋設施設及び特定廃棄物管理施設

（準用）

第十五条　第四条、第五条、第七条第一項及び第二項並びに第八条から第十二条までの規定は、特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器又は管の溶接について準用する。この場合において、第九条中「加工第一種機器及び加工第二種機器」とあり、及び第十二条中「再処理第一種機器、再処理第二種機器、再処理第三種機器及び再処理第四種機器」とあるのは、「廃棄第一種機器」と読み替えるものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第五　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（適用範囲） **第一条**　この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第一号に規定する第一種廃棄物埋設（同条第二項の規定により第一種廃棄物埋設事業者が第一種廃棄物埋設施設において第二種廃棄物埋設を行う場合にあっては、当該第二種廃棄物埋設を含む。以下同じ。）の事業について適用する。	（適用範囲） **第一条**　この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第五十一条の二第一項第一号に規定する第一種廃棄物埋設の事業について適用する。
（定義） **第二条**　［略］ 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～三　略］ 四　「周辺監視区域」とは、第一種廃棄物埋設施設及びその周辺の区域（管理区域を除く。）であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。 五　［略］ 六　「放射線業務従事者」とは、第一種廃棄物埋設施設の保全、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るものをいう。 七　［略］	（定義） **第二条**　［同上］ 2　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 ［一～三　同上］ 四　「周辺監視区域」とは、廃棄物埋設施設及びその周辺の区域（管理区域を除く。）であって、当該区域の外側のいかなる場所においてもその場所における線量が原子力規制委員会の定める線量限度を超えるおそれのないものをいう。 五　［同上］ 六　「放射線業務従事者」とは、廃棄物埋設施設の保全、核燃料物質等の運搬又は廃棄等の業務に従事する者であって、管理区域に立ち入るものをいう。 七　［同上］
（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請） **第三条**　法第五十一条の二第三項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。 一　法第五十一条の二第三項第三号の廃棄する核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。	（第一種廃棄物埋設の事業の許可の申請） **第三条**　法第五十一条の二第二項の申請書（第一種廃棄物埋設の事業に係るものに限る。）の記載については、次の各号によるものとする。 一　法第五十一条の二第二項第三号の核燃料物質等の性状及び量については、第一種廃棄物埋設を行う放射性廃棄物の種類及び数量並びに当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の種類ごとの最大放射能濃度及び総放射能量を記載すること。